

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人阪和学園(以下「学園」という。)の寄附行為第51条の規定に基づき理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この学園は役員及び評議員に対し、その職務の執行の対価として、報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1)理事会及び評議員会への出席
- (2)その他学園主催の会議への出席

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員に対する報酬は、前条第2項第1号及び第2号に定める職務について、1日につき別表に定める額を支給する。

(交通費)

第4条 役員及び評議員の第2条第2項の職務について、交通費は支給しない。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬については、その職務の執行の都度、速やかに支給するものとする。

- 2 報酬は、現金により本人に支給又は本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第6条 役員及び評議員のうち、この学園及び医療法人錦秀会並びに錦秀会グループ法人に所属している職員には報酬の支給は行わない。但し、寄附行為第31条第1項第2号の評議員についてはこの限りでない。

(公表)

第7条 この学園は、この規程をもって、寄附行為第67条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

役 職	1日当たりの支給額
理事・監事	15,000 円 (源泉所得税控除後)
評議員	10,000 円 (源泉所得税控除後)